

## にじいろ保育ルーム桜台 重要事項説明書

### 1 事業者

事業者の名称	ライクキッズ株式会社
代表者氏名	代表取締役 岡本 泰彦
法人の所在地	東京都渋谷区道玄坂 1-12-1
法人の電話番号	03-6431-9794

### 2 事業の目的

にじいろ保育ルーム桜台（以下、「当施設」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、児童への保育と子育て支援を行うことを目的とします。

### 3 運営の方針

<p style="text-align: center;"><b>保 育 方 針</b></p> <p style="text-align: center;">● <b>みとめ愛・みつめ愛・ひびき愛</b></p> <p style="text-align: center;">3つの愛が育む保育</p> <p style="text-align: center;">信頼・安定・共感</p> <p style="text-align: center;">● <b>陽だまりのような保育室</b></p> <p>家庭的で「陽だまり」のような温かな保育室が「にじいろ保育ルーム桜台」です。</p> <p>地域の皆様も気軽に集い、子どもたちを中心に保護者・地域保育室が、子育ての楽しさを共に分かち合い、生き生きと輝いていける保育を目指します。</p> <p style="text-align: center;"><b>保 育 目 標</b></p> <p style="text-align: center;">■ <b>自然を愛し、心身ともに健やかな子ども</b></p> <p>* 自然と親しみ情緒豊かな心や、歩く、走る、跳ぶなど戸外での活動をとおして、からだを動かす楽しさを知った子ども。</p> <p style="text-align: center;">■ <b>保育者と友だちと関わり、人を思いやれる子ども</b></p> <p>* 保育者にやさしく愛され見守られる中で、人を愛したり、やさしくすることに喜びを持てる子ども。</p>
---

### 4 施設の概要

施設名称	にじいろ保育ルーム桜台
施設所在地	練馬区桜台 3-4-2-6 桜台パークホームズコンソート 107
認可年月日	平成2年3月1日 令和2年4月1日よりA型に移行

電 話 番 号	03-6914-7252
施 設 長 の 氏 名	橋野 洋子
利 用 定 員	18 人
職 員 の 人 数	6 名以上
実施する保育事業の種類	小規模保育事業A型基本保育、延長保育
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、サービス内容の向上に努めています。
職員への研修の実施状況	法人が実施する職層別研修、区が実施する保育従事者研修、東京都福祉保健財団が実施する研修等
連 携 施 設	施 設 名：にじいろ保育園新桜台 施設所在地：練馬区桜台2-3-8 連 携 内 容：合同保育・行事参加・後方支援等
嘱 託 医	医療機関の名称：新桜台中村ファミリークリニック 嘱 託 医 名：中村 聡美 所 在 地：練馬区羽沢2-2-14 電 話 番 号：03-3991-7131
嘱 託 歯 科 医	医療機関の名称：もりかわ歯科医院 嘱 託 医 名：森川 正朗 所 在 地：練馬区桜台2-3-4 電 話 番 号：03-5999-8587

#### 5 開所日・開所時間および休所日

開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	7時30分から18時30分まで
標準時間認定	7時30分から18時30分まで
保育利用コース (短時間認定の場合)	Aコース 8:00~16:00      Bコース 8:30~16:30 Cコース 9:00~17:00      Dコース 9:30~17:30 Eコース 10:00~18:00      ※短時間認定の場合に選択
延長保育時間 (短時間認定)	8時から18時までの間で利用コース時間以外
休所日	12月29日から翌年1月3日まで、日曜日、祝休日

#### 6 施設設備の概要

敷 地	面積 (2138.16 m <sup>2</sup> )		
建 物	鉄筋コンクリート造 7階建ての1階 延べ床面積 (149.23 m <sup>2</sup> )		
施設の内容	乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室1室 57.48 m <sup>2</sup>		
	調理室兼調乳室 4.29 m <sup>2</sup>		
	幼児用トイレ 3個	医務室 (兼事務室)	14.68 m <sup>2</sup>

設備の種類	冷暖房、非常通報設備
安全保障	総合賠償責任保険、傷害保険加入
その他	屋外遊戯場無し（代替場所：練馬区立三丁目森公園 1896.00 m <sup>2</sup> ）

## 7 職員体制

	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格	備考
施設長	1人	保育士1人			
保育士	5人	保育士5人	1人	1人	
調理員（栄養士含む）	1人	1人	1人	1人	

※ 開所時間内には、必ず複数の保育士を配置（児童数に応じて加配）し、そのうち常勤の保育士が1人以上保育に当たります。

※ 利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

## 8 提供する保育の内容

当施設は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### （1）養護と教育の一体的な提供

保育従事職員等は、子ども一人ひとりを尊重し、命を守り、情緒の安定を図りつつ、

乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう援助していきます。

### （2）子育て家庭に対する支援

地域の様々な人や場や機関などと連携を図りながら、地域に開かれた保育施設を目指し、地域の子育て力の向上に貢献していきます。

### (3) 保育計画

年齢	年間目標
0歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>○衛生的で安全な環境の中で一人一人の子どもの生活を重視し、睡眠・食欲・遊びを満たし安定して生活が送れるようにする</li> <li>○保育者との関わりの中で人への信頼感をもち安心して依存できる</li> </ul>
1歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活の中で色々な事に興味を持ち、やってみようとする気持ちが芽生え、探索活動を十分に楽しむ</li> <li>○保育者との信頼関係の下、友だちと一緒に楽しんで遊ぶ</li> <li>○身の周りの物、友だちに關心を持つ</li> </ul>
2歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分でしようとする気持ちを大切にしながら身の回りの事ができる喜びを感じる</li> <li>○自分の思いや気持ちをふくらませ表現する</li> <li>○みたて・つもり遊びを楽しむ</li> <li>○全身や手指を使う遊びを楽しみ、模遊び、ごっこ遊びをしながら友だちとの関わりを広げる</li> </ul>
その他 (年間行事等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7月七夕の集い ・ 8月夕涼み会</li> <li>・ 10月運動会 ・ 12月クリスマスおたのしみ会 ・ 1月お正月遊び</li> <li>・ 2月豆まき ・ 3月お祝い会&amp;生活発表会</li> <li>※上記の行事は一例です。入所児童の年齢等により内容が変更になる場合があります。</li> </ul>

## 9 毎日の保育の流れ

### (1) 1日の保育スケジュール (めやす)

0歳児	時間帯	1～2歳児
順に登園 (おはようございます)	朝	順に登園 (おはようございます)
健康観察		健康観察
自由遊び	昼	自由遊び
外遊び (お散歩)		外遊び (お散歩)
食事		食事
睡眠		睡眠
めざめ		めざめ
おやつ		おやつ
遊び		自由遊び
お迎えの順にさようなら	夕	お迎えの順にさようなら

※年齢や季節などにより、生活時間が異なります。

## 10 給食等について

にじいろ保育園では自園給食を通して望ましい食習慣をつけ、乳幼児の食生活の向上をはかります。

何より“安全で、旬のものを”“皆で”“楽しく”食べるという経験が、『食』の大切さを自然に身に付け、健康な心と体を育てます。

乳幼児期の食生活は、成人してからのあらゆる食習慣の基礎となるものであり、正しい食習慣を身につけ、食文化を伝える役割を担うその意味合いからも保育園の給食は大変重要です。

～保育園給食の目標～

- ・食生活に対する正しい理解と食嗜好および望ましい習慣を養う。  
(偏食の指導、手洗いの励行、食前食後のあいさつ等)
- ・栄養改善及び健康の保持増進、体力の向上をはかる。
- ・保育園での生活を豊かにし、明るい人間関係を養う。
- ・給食を通して乳幼児の家庭及び地域社会の食生活改善に寄与する。(食育)

### (1) 献立作成に際しての留意していること

子どもの嗜好や喫食状況も考慮し、職員で毎月の給食・食育会議なども踏まえて作成します。

- ・季節に応じた食材を取り入れる。
- ・行事食を盛り込む。(誕生日会メニューも含む)
- ・主食・主菜・副菜・汁物の組み合わせを主とする。
- ・おやつは手づくりのものを基本とする。
- ・加工食品、添加物、冷凍食品は極力使用しない。
- ・できるだけ国産品を使う。

### (2) 離乳食の考え方

0歳児は調乳・離乳食の各期に応じて食事を提供致します。個々の発達に応じて保護者の方と連携を取りつつ離乳を進めていきます。入園の際に児童調査票を基にお子様の健康面、食事の摂取状況を確認の上、離乳を進めていきます。

また、離乳食は家庭で食べた食品から(問題ないと確認後)での給食の提供となりますので献立表の事前チェックを必ず行ってください。

特にアレルギーをお持ちのお子様に関しては入念にお願い致します。

### (3) 保育における食育計画

年齢に応じた発達に合わせて、食事をおいしく、楽しく食べる子どもを育てていきます。

また「保育所保育指針」に沿い、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成を目指し、その基礎を培うことを目標として計画しています。年間食育計画を作成し実践します。

### (4) 昼食等について

昼食・おやつ	毎月末に翌月の献立表を配布します。
アレルギーへの対応	<u>医師の診断書の下</u> 、「原則」除去食で対応します。面談の際、ご相談ください。（保護者のみの判断の除去はできませんのでご了承ください。）
衛生管理	集団給食施設届出を練馬区保健所へ提出しています。調理員及び保育士は毎月細菌検査を行います。

※アレルギー対応について・・・当園は、厚生労働省が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

## 11 入所時に必要な書類等

- (1) 練馬区保育実施条例施行規則第3条第5項に規定する「保育利用あっせん通知書」
- (2) 練馬区子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定事務取扱規則第4条第3項に規定する「教育・保育給付認定証」
- (3) 保護者の住居および連絡先を明確にするもの
- (4) 児童の体調を確認する書類（病歴、予防接種の記録やアレルギーの記録等）
- (5) 児童の嗜好や生活習慣を知るもの

## 12 当施設と保護者との連絡について

- (1) 毎月の園だよりを発行します。
- (2) 毎日の保育の様子を掲示板、または連絡帳などにてお知らせします。
- (3) 乳児期は食事・睡眠等一日24時間での生活を把握し、ご家庭と連携を取りながら保育をすることが大切です。連絡帳にご家庭の様子や今朝の体温などをお書きください。保育者は園生活の状況を毎日記入します。

13 保護者の方が用意するもの

(すべての持ち物に必ず、名前を記入してください)

品名	0歳児	1歳児	2歳児
パンツ			3 (必要時)
肌着	3	3	3
着替え	3	3	3
食事用エプロン	3	3	3
よだれかけ	適宜	適宜	
ガーゼハンカチ (5ヶ月まで)	3~4		
おしぼり	3	3	3
汚れもの用ビニール袋 (レジ袋)	3	3	3
紙おむつ	5~8	5~8	5~8
おしりふき	1	1	1
シーツ※	1	1	1
バスタオル (午睡用) ベビー毛布 (冬期)	1	1	1

※シーツレンタルをご利用される方は、ご不要です。

○持ち物に変更がある場合は、その都度お知らせします。

○フード付の洋服は危険を伴いますので避けていただきますようお願いします。

14 運営委員会について

当施設は、利用者の立場に立った良質な保育サービスを提供・構築することを目的としています。運営委員会は施設長・本部・第三者委員・保護者の代表の方で構成します。施設長及び本部が保育ルームの運営状況をご報告し、ご意見をいただきながらさらにより良い保育ルームを目指します。

15 健康診断等について

(1) 健康診断

年に2回、嘱託医が健診をします。健診の結果については、児童票 (日々の成長記録) に記載します。

(2) 身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。測定の結果については、児童票 (日々の成長記録) に記載します。

### (3) 歯科健診

歯科健診を実施いたします。結果については別途記載し、お伝えします。

※その他、利用乳幼児の日頃の様子でご心配なことがありましたらご相談ください。

健康管理、病気のときの対応

#### 【保健衛生について】

～こんなときはお知らせください～

※朝起きていつもと違うとき

- ・ 食事を食べたがらない
- ・ 熱が出た
- ・ 熱っぽい
- ・ 咳がでる
- ・ ゴロゴロしている
- ・ 処方された薬を飲んでいる
- ・ 吐いた
- ・ その他気になる症状が見られるとき
- ・ 下痢をしている

～こんなときはお知らせします～

- ・ 熱が出たとき  
(37.5℃以上または、平熱よりおおむね1℃以上高い時)
- ・ ひどい下痢や嘔吐がある
- ・ けがをした

※症状によってはお迎えをお願いすることがあります。

～こんなときはお休みください～

- ・ 熱があるとき (平熱よりおおむね1℃以上高い時)
- ・ 下痢、嘔吐が続いているとき
- ・ 感染症 (うつる病気) にかかったとき (別表「感染症について」参照)

～日頃からご点検ください～

- ・ つめについて

つめが伸びていると、ばい菌が溜まったり、皮膚を掻き傷つけたり、虫さされからとびひになる原因を作ります。また、お友だちに思わぬ怪我をさせてしまうこともあります。ご家庭でも気をつけ、こまめにつめ切りをしてください。

- ・ 頭髪について

飾りのあるゴムは、転倒時にけがの原因にもなりますのでお控えください。また、頭しらみの流行を防ぐために定期的に頭部のチェックをさせていただく場合もあります。

ご家庭においてもチェックをお願い致します。疑いや発生に気づきましたら必ず受診し保育園へご連絡くださいますようお願い致します。

～その他～

- ・具合が悪くなった場合は連絡をしますので、なるべく早めのお迎えをお願い致します。
- ・身体の清潔に気を配りましょう。
- ・早寝早起きの習慣をつけましょう。
- ・朝食を食べ、排便を済ませてから登園しましょう。
- ・薄着の習慣をつけましょう。（乳幼児は動きがとても活発です。身体に合わない服装やぶかぶかの靴は動きを妨げ、けがの原因になります。）

#### 【与薬について】

原則として通常保育での与薬はできません。

#### 【感染症について】

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

『感染症』とは、病原微生物が人の体内に侵入して、増殖し、それによって人に有害な影響を及ぼすか、又は人の生態の防御反応が起こり、人に対して好ましくない反応を引き起こされた状態、すなわち発症した状態を指します。

学校保健法では伝染病の病気にかかったときは出席停止の指示をしなければならないことになっていますが、保育園においてもこれを準用することになっていきます。

感染症が発生したときは、保護者の皆様へ発生状況を速やかに知らせ、感染症の拡大防止と予防に努めています。お子様が感染症にかかった場合は、速やかに保育園にお知らせください。

保育所における感染症による休園の基準

保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）より抜粋

【医師が意見書を記入することが考えられる感染症】

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後から4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157・O26・O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（一）としている。

【医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症】

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前の24時間から発症後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること(乳幼児にあっては、3日経過していること)

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(一)としている。

※登園許可証(医師記入)・登園届(保護者記入)の用紙は園に用意してあります。

【予防接種について】

予防接種は様々な感染症を予防したり、罹っても軽くすむことを目的としています。保育園は集団の場ですので主治医と相談しながらできるだけ接種するようにお願い致します。

受けられた接種の種類・年月日を園にお知らせください。予防接種後の登園は30分経過観察の上、医師の判断によりお預かりいたします。

登園後、体調の変化等ありましたらご連絡をさせていただきます。

#### 【嘔吐・下痢・血液にて汚れた衣類について】

近年はノロウイルスやロタウイルス等の集団感染の拡大が懸念されています。感染症が考えられる嘔吐・下痢にて衣類が汚れてしまったとき、園にて消毒・洗濯等をした場合、ウイルスによる感染拡大の危険性が考えられるため、汚れたままビニールに入れて、お持ち帰り頂きます。予めご了承、ご協力をお願いします。

～理由～

1. 汚れた衣類を迅速にビニール袋に入れ処理をすることにより、空気感染を最小限にする。
2. 汚れた衣類を扱うことで、保育士及び園児への感染の拡大の危険がある。
3. 消毒のため次亜塩素酸ナトリウム液に衣類をつけると衣類が脱色してしまい、着用できなくなる可能性が高い。
4. 園内では熱湯による消毒が不可能。

～自宅での洗濯方法～

- ①80℃以上の熱湯に10分以上浸ける。
- ②60℃のお湯で洗剤を使用し、本洗いを2回繰り返す。
- ③すすぎを4回（2，3回目は塩素剤「ハイター」を使用する。）

加熱で消毒することができますが、ほかの細菌やウイルスに比べ熱に強いです。

85℃1分以上又は80℃で10分程度の加熱が必要です。主成分が次亜塩素酸ナトリウムの塩素系漂白剤が効果的です。エタノールや逆性石鹼などの消毒は無効です。

#### 【慢性疾患について】

アレルギー疾患などで除去食が必要な場合は主治医による診断書や意見書が必要です。また定期的に年1回、意見書をご提出いただき今後のお子様の健康管理についてのご相談をさせていただきます。

## 16 料金

- (1) 基本保育料 練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第43条第1項に基づき区が定める利用者負担額を、基本保育料として当施設にお支払いいただきます。

(2) 延長保育料 30分あたり 250円

※短時間認定の保育利用コース選択の時間外にかかります。

(3) 実費徴収 実費徴収 ①帽子代 1枚 759円(支払月：翌月)  
②シーツレンタル代 700円(月額)(支払月：当月)  
③フェリカカード代 1枚 110円(1枚目は無料)(支払月：翌月)  
④安心伝言板カード代 1枚 330円(1枚目は無料)(支払月：翌月)  
⑤おむつ定額サービス 月額 2,508円 ※希望者のみ(支払月：当月)

※毎年4月が申込期間となります。原則、年度途中のお申込み・キャンセルは

できません。シーツレンタルをご希望されない場合は、ご自宅から

シーツカバー持参とご自宅での洗濯をお願いいたします。

月額料金ですが1ヶ月登園の見込みがない場合も徴収免除いたしかねます。

※主食代 登園日数に関わらず月額料金となります。

ただし以下の場合にご請求を免除・減額いたします。

①自治体の登園自粛基準に該当する場合のみ、日割(月の中の日数に関わらず25で割る)で利用していない分を翌月以降に減算して精算いたします。

なお自己判断による登園自粛や都合による欠席については精算の対象外となりますのでご了承ください。

②登園の見込みが1ヶ月ないことを前月25日までに申告いただいた場合、徴収を免除いたします。ただし月内に1日でもご利用があった際には翌月以降満額の徴収をいたします。日額ではございませんのでご注意ください。  
副食代 主食代と同様の取扱いとなります。

(4) 中途退所の取扱い(料金の精算)

つぎの場合は、原則として退所を予定している月の前月末日までに当施設へ退所届を提出してください。

①練馬区から他の自治体または国外へ転出するとき

②保護者または利用乳幼児の事情で当施設を中途退所するとき(区への転園申請に基づく利用施設の変更は除きます。)

※期日までに退所届の提出がない場合は、提出月までの基本保育料を当施設にお支払いいただきます。

## 17 支払方法

当施設で発生する費用は、原則として保護者指定の預金口座からの自動引落の方法によるものとする。

- ・請求日 毎月 10 日前後
- ・引落日 毎月 27 日（土日祝日の場合、翌営業日）

尚、保護者が自動引落の方法を希望しない場合、保護者は払込票による支払いを行うものとする。

- ・請求日 毎月 10 日前後
- ・支払日 払込票記載の期限内

2 領収書については口座振替は通帳に、払込票は本人控えにそれぞれ替えるものとする。ただし、保護者から依頼があった場合については別に領収書を発行するものとする。

## 18 利用の開始および終了について

当施設は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- \*利用乳幼児の満3歳の誕生日が属する年度の末日を迎えたとき
- \*保育の必要性の事由に該当しなくなったとき
- \*その他、利用の継続について、重大な支障または困難が生じたとき

## 19 教育・保育給付認定区分・住所等の変更について

保護者の転勤・転職や勤務内容の変更、練馬区内での引っ越しなど、家庭状況に変更があったときは「教育・保育給付認定変更申請書兼教育・保育給付認定変更届」および添付資料を提出してください。

**【配布先】** 変更届の様式は、当施設でお渡ししています。また、保育課保育認定係、光が丘・石神井・大泉の各総合福祉事務所の相談係などで配布されているほか、練馬区のホームページでもダウンロードできます。

**【提出先】** 保育課保育認定係または光が丘・石神井・大泉の各総合福祉事務所の相談係（当施設では受付できません。）

※必要な添付資料の詳細や提出期限などは、区が発行する「在園ハンドブック（仮称）」を参照してください。

## 20 施設の利用に際し留意していただきたいこと

### (1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ①送り迎えは原則として保護者の方とします。保護者以外の方がお迎えにいらっしゃる場合は事前にご連絡をお願いします。
- ②玄関は防犯上常時施錠しています。玄関脇のインターホンを押し、クラス名とお名前を伝えてください。モニターで確認後、開錠します。  
(セキュリティシステムが作動し、24時間警備しています。)
- ③健康状態等で気になることを保育士にお伝えください。
- ④フェリカカードにて登園時間の登録をお願いします。
- ⑤食べ物やおもちゃ、お金は持ちこまないようお願いします。
- ⑥登降園時間予定表にお迎えの時間を記入してください。

### (2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ①フェリカカードにて降園時間の登録をお願いします。
- ②必ず保育者に声をかけてください。
- ③ロッカー内(衣類の補充等)の確認をしてください。
- ④連絡帳や掲示板で、その他連絡事項を必ずご確認ください。
- ⑤お子様と一緒に保育士と「さようなら」の挨拶をしてお帰りください。玄関を出るときは、先にお子様だけ出さないようにしてください。

### (3) 下記の場合には、ご連絡ください。

- ①保育ルームをお休みするときは、9時00分までにご連絡ください。
- ②具合が悪い場合には、必ずお子様の状態をお知らせください。  
(高熱・発疹がある・下痢をしている等)
- ③登降園の時間・送迎の方が変わるときには、必ず連絡先をお知らせください。  
(平常の勤務先と違う場所に行くなど)
- ④勤務先、住所、乳児医療証、健康保険証等の変更があるときはお知らせください。

い。

## 21 賠償責任保険の加入

お子様のけが等には十分注意して保育しますが、万が一、けがや設備備品・個人の持ち物を壊してしまったような場合には、ライクキッズ株式会社の加入している総合補償制度により補償させていただきます。補償金額は下記の通りです。

### 【総合賠償責任保険】

＜施設・業務遂行リスク、製造物・完成作業リスク＞

対人賠償	1 事故	5 億円
対物賠償	1 事故	5 億円

＜受託物リスク＞

対物賠償	1 事故	1,000 万円
------	------	----------

### 【傷害保険】

死亡・後遺障害	100 万円
入院日額	1,500 円
通院日額	1,000 円

## 22 緊急時の対応方法

- (1) 利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び区に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか近隣の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、利用乳幼児の身体の安全を最優先させ、当施設が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

練馬消防署	練馬区豊玉中 3 - 9 - 1 1	電話 03-3994-0119
練馬警察署	練馬区豊玉中 5 - 2 - 7	電話 03-3994-0110

## 23 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

また安全計画については施設に備え付けてありますのでいつでも閲覧ができます。

避難勧告が発令された場合は下記の避難場所へ避難します。

一時避難場所	練馬区立開進第三中学校（練馬区桜台 3 - 2 8 - 1）
広域避難場所	練馬総合運動場

災害時 備蓄品(一例)

備蓄食品	用意している物資
飲料水	防災頭巾
カンパン・クッキー	避難靴
米	布団
おかゆ	緊急時持ち出しリュック
ミルク	懐中電灯
災害緊急時 ＊調理室食種を確認 ＊早期対応できる食事の検討	カセットコンロ
	乾電池
	救急セット
	哺乳瓶
	軍手・ロープ
	保護者緊急連絡先

<警戒宣言が発令された場合>

①閉園時に警戒宣言が発令された場合

警戒宣言が解除されるまでは閉園となりますので、登園はしないでください。

②開園時に警戒宣言が発令された場合

できるだけ早くお迎えをお願いします。なお、電話回線の混雑が予想されますので、ルームからの電話連絡は致しません。

<大地震・大災害が発生した場合>

①地震・災害発生時

お子様をルーム内の安全な場所に避難させます。また、負傷したお子様については応急処置を行い、けがの状況によっては医療機関にお運びします。

②地震・災害発生後

乳幼児を連れての一斉避難はかえって危険であるため、できるだけルーム内に留まります。ただし、ルーム内に留まることが危険と判断した場合には指定した一時避難場所・広域避難場所または避難所へ避難します。

1. 避難する際にはルームの出入り口に避難場所を掲示します。

2. お子様の引渡しは名簿確認の上行いますので、お迎えにいらした際は無断で連れて帰らないでください。引渡しの際混乱を避けるため、身分証明書の提示をお願いすることがあります。

### <安心伝言板の活用>

施設からの情報を情報発信システム「安心伝言板」でご登録頂いたメールアドレス宛へ発信します。

### <災害用伝言ダイヤルの活用>

お子様の引渡し場所を明確にするため、次の場合には災害用伝言ダイヤルを活用します。ご自宅及び保育ルームの電話番号でメッセージのご確認をお願いします。

①保育ルームから避難所に避難したときは、保育ルームの電話番号にメッセージを残します。

②お子様が医療機関へ搬送されたときは、ご自宅の電話番号にメッセージを残します。

### 【災害用伝言ダイヤルの使用方法】

※伝言の再生方法※

ダイヤル	ガイダンス
171	こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。
2	被災地の方はご自宅の電話番号、または連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。被災地以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。
03-6914-7252	電話番号 03-6914-7252 の伝言を再生します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあと#を押してください。ダイヤル式の方はそのままお待ちください。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。
1 # 再生開始	新しい伝言からお伝えします。伝言を繰り返すときは、数字の「8」の後#を、次の伝言に移るときは数字の「9」の後#を押してください。

～災害用伝言ダイヤル（伝言の例）～

#### (1) 保育ルームへ残した伝言

こちらはにじいろ保育ルーム桜台です。お子様は△△（避難場所）へ避難致しましたのでお迎えは避難所の方をお願いします。

(2) 自宅の電話番号へ残した伝言

こちらはにじいろ保育ルーム桜台です。××さんは□□（病院名）へ搬送されましたので病院へ直行してください。よろしくお願いいたします。

※災害用伝言ダイヤルは携帯電話、公衆電話、一般電話からおかけください。

24 虐待防止のための措置

当園は、子どもの生命を最優先に考え、虐待の早期発見に努めるとともに、児童虐待の疑いのある場合通告することが義務付けられています。

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第6条にある通告義務は、守秘義務より優先される

○児童虐待の防止に関する法律第5条：早期発見の義務

○児童福祉法第25条：要保護児童発見者の通告義務

虐待は、特別な家庭に起こるものではありません。どの家庭にも起こりうることです。

いくつもの要因が絡み合って、つらい養育状況である時、苦しい悩みを誰にも相談できず、虐待に発展してしまうことがあります。子どもの発達の問題、不安やストレスなど、子育てに不安や悩みはつきものです。お気軽に相談してください。

25 保育内容に対する相談・苦情

(1) にじいろ保育ルーム桜台 相談・苦情担当

受付担当者	施設長 橋野 洋子
解決責任者	施設長 橋野 洋子
第三者委員	元民生児童委員 望月 弘子 連絡先：03-3557-0817
	元主任児童委員 酒井 恵子 連絡先：03-3993-3649
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。

※利用者は直接、第三者委員に対してご意見することができます

(2) 当施設以外に、練馬区の保健福祉サービス苦情調整委員制度があります。

練馬区保健福祉サービス苦情調整委員事務局

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所西庁舎3階

電話 03(3993)1344

受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分（年末年始・祝日を除く）

作成日：平成26年3月1日

改訂日：令和6年5月1日

にじいろ保育ルーム桜台における保育の提供の開始にあたり、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日  
にじいろ保育ルーム桜台  
園長 橋野 洋子